

## 西宮市立若竹生活文化会館複写機等取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立若竹生活文化会館（以下「会館」という。）において、利用者及び地域団体の活動を促進するために認める複写機及び印刷機（以下「複写機等」という。）の使用について必要な事項を定める。

### (利用の申込)

第2条 複写機等の使用を希望する者は、館長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、会館において社会教育や地域活動を目的として活動する団体またはグループが、その活動に必要な資料等を複写または印刷する場合に限り行うことができる。

### (取扱時間)

第3条 複写機等を利用できる時間は、職員の勤務時間中とする。

### (複写料)

第4条 第2条の規定により、複写機等の使用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、複写機等の種類に応じて、次に定める複写料を納入しなければならない。

複写機等の種類	複 写 料	
複写機	1枚につき10円（両面は倍額）	
印刷機	利用者が用紙を持込む場合	原稿1枚につき100円。ただし、印刷枚数が500枚を超える場合は、その超える500枚までごとに100円を加算する。
	備付けの用紙を使用する場合	原稿1枚につき100円と印刷枚数に係る料金の合計額。ただし、印刷枚数が500枚を超える場合は、その超える500枚までごとに100円を加算する。 (印刷枚数に係る料金) ・ A4、B5の用紙は、1枚につき2円 ・ A3、B4の用紙は、1枚につき4円

### (使用条件)

第5条 前条の複写料は、原則として使用の都度納入するものとする。

ただし、複写機等の使用回数が多い団体・グループについては、申し出があれば、半年毎の精算払いとすることができる。

### (複写の制限)

第6条 次の各号の一に該当するときは、資料の複写を許可しない。

- (1)法令により、保護された著作権者の権利を侵害するもの
- (2)複写の対象物が、活動目的以外のものであるとき
- (3)その他、館長が複写を不適當と認めるもの

付 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。